

守口市介護予防支援事業補助金（通いの場補助金）の概要

この補助金制度は、「通いの場」活動の要件を満たした団体を対象とした補助金制度です。制度を活用するためには、申請、活動、報告の手続きが必要です。また一定のルールがあり、補助内容、補助金額についても、計画内容や活動状況により異なりますので、確認しながら計画してください。

補助対象となる要件とは…

以下のすべてに該当する団体は申請することができます。

- 活動拠点が守口市内である
- 活動目的は介護予防である
- 参加者は特定の地域住民など限定されず年齢や性別にかかわらず幅広く受け入れ可能である
- 年間を通じて継続的に実施する
- 月1回以上実施し1回につき1時間以上開催する
- 開催日時を定めて定期開催する
- 高齢者（65歳以上）の参加者が5人以上いる
- 営利目的・政治活動・宗教活動を目的としていない
- 他の類似する事業で助成を受けていない

補助対象となるのは…

消耗品	事務用品・日用品など (例)名簿作成用のノートやペン・手指消毒液・除菌シート・体操用CDやDVDなど
印刷製本費	コピー代など (例)会員募集チラシ印刷・脳トレ問題コピーなど
郵便料	郵送料・切手代 (例)会員への予定表の送付など
会場借上料	会場の使用料 (例)コミュニティー・自治会館など

補助対象外となるのは…

個人所有物	ユニフォーム・マスク・体操用の器具など個人で所有するもの
飲食費	飲料水・茶菓子など
講師料	講師謝礼にあたるもの
備品購入費	ラジカセ・DVDデッキなど資産となるもの
その他	支出内容が確認できないもの (例)領収書を紛失・レシートに購入日や商品名の印字がない・領収書に宛名がないなど

計画に変更があった…

速やかに変更の手続きをしてください。

事業関係（場所・日程・実施内容など） 情報関係（代表者・住所・連絡先など）

補助金額は…

運営費用が対象で開催頻度により上限設定が異なります。

対象期間

当該年度補助対象期間は
4月1日～翌年3月31
日の期間です。

対象要件

- ・年間を通じて継続的に実施する
- ・月1回以上実施し1回につき1時間以上開催する
- ・開催日時を定めて定期開催する

活動月数	月1回以上	月2回以上	週1回以上
12ヶ月	12,000	24,000	48,000
11ヶ月	11,000	22,000	44,000
10ヶ月	10,000	20,000	40,000
9ヶ月	9,000	18,000	36,000
8ヶ月	8,000	16,000	32,000
7ヶ月	7,000	14,000	28,000
6ヶ月	6,000	12,000	24,000
5ヶ月	5,000	10,000	20,000
4ヶ月	4,000	8,000	16,000
3ヶ月	3,000	6,000	12,000
2ヶ月	2,000	4,000	8,000
1ヶ月	1,000	2,000	4,000

【申請のスケジュール】

対象期間

- ・当該年度補助対象期間は4月1日～翌年3月31日の期間です。

交付申請手続

- ・補助金交付申請書類をそろえて、市に提出します。

交付決定

- ・内容を精査し、交付が決定されたら、代表者に交付決定通知書が届きます。

活動開始

- ・事業計画に沿った事業を実施し活動してください。
- ・補助金交付申請を提出した日が属する月以降の事業計画にある事業完了までの期間です。

活動中

- ・活動期間中は事業実施について「活動報告書（決定通知に同封）」を作成しましょう。
- ・事業計画などに変更事案が生じたら、事業内容の変更手続きをしましょう。

市のお知らせ

- ・3月初旬に市からお知らせが届いたら「実績報告書類」を作成し、手続きに備えましょう。

事業の完了

- ・活動最終日以降、お知らせにある“提出期日”までに“必要な書類”をそろえて、手続きを必ず完了しましょう。

補助額確定

- ・補助額が確定したら市から「確定通知書」が届き、指定口座に補助金が支給されます。

★年度途中での事業の開始について、お近くの地域包括支援センターや生活支援コーディネーターにご相談ください。

守口市健康福祉部高齢介護課

★活動中の計画の変更は担当課に相談してください。

06-6992-1610